

令和7年度 教育本部理事会

令和7年（2025年）7月4日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>525 公認スキーバッジテスト規程</p> <p>(定義) 第1条 公認スキーバッジテストは、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。</p> <p>(バッジテストの種類) 第2条 公認スキーバッジテストは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) プライズテスト (2) 級別テスト (3) <u>ジュニアテスト</u> (4) 夏期バッジテスト (5) オンラインバッジテスト</p> <p>2 前項(4)(5)については、別に定める。</p> <p>(指導活動の禁止) 第3条 公認スキーバッジテストは技能テストであるため、指導者資格と異なり、取得者はスキーの指導活動を行うことができない。</p> <p>(テストの成立) 第4条 公認スキーバッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。</p> <p>I プライズテスト</p> <p>(趣旨) 第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト(以下「プライズテスト」という。)について、必要な事項を定める。</p> <p>(実施) 第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。</p> <p>3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</p> <p>4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。</p> <p>(公示) 第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検定員) 第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。</p>	<p>525 公認スキーバッジテスト規程</p> <p>(定義) 第1条 公認スキーバッジテストは、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。</p> <p>(バッジテストの種類) 第2条 公認スキーバッジテストは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) プライズテスト (2) 級別テスト (3) ジュニア<u>検定</u> (4) 夏期バッジテスト (5) オンラインバッジテスト</p> <p>2 前項(4)(5)については、別に定める。</p> <p>(指導活動の禁止) 第3条 公認スキーバッジテストは技能テストであるため、指導者資格と異なり、取得者はスキーの指導活動を行うことができない。</p> <p>(テストの成立) 第4条 公認スキーバッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。</p> <p>I プライズテスト</p> <p>(趣旨) 第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト(以下「プライズテスト」という。)について、必要な事項を定める。</p> <p>(実施) 第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。</p> <p>3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</p> <p>4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。</p> <p>(公示) 第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検定員) 第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。</p>	<p>「ジュニアテスト」→「ジュニア検定」 「ジュニアテスト」を「ジュニア検定」に変更することで、子どもたちが、対外的に自分が持っているスキー技術レベルを示そうとした際、「検定」という言葉があった方がより明確に相手に伝わりやすくなり、客観的な評価としての信頼性や認知度も高まり、活動記録書などへの記載もしやすくなることで、子どもたちの努力や成果が、より価値ある“証”として残せるから。</p>

<p>2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。</p> <p>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</p> <p>(会期)</p> <p>第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。</p> <p>2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。</p> <p>(テスト基準及び実施要領)</p> <p>第10条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第11条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) プライズテストは年齢制限を設けない。</p> <p>(2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。</p> <p>(3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スキー級別テスト1級を取得していること。</p> <p>(4) クラウンプライズテストを受検する者は、スキーテクニカルプライズを取得していること。</p> <p>(5) 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。</p> <p>(6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第12条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。</p> <p>2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第13条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とされない。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第14条 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。</p>	<p>2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。</p> <p>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</p> <p>(会期)</p> <p>第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。</p> <p>2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。</p> <p>(テスト基準及び実施要領)</p> <p>第10条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第11条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) プライズテストは年齢制限を設けない。</p> <p>(2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。</p> <p>(3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スキー級別テスト1級を取得していること。</p> <p>(4) クラウンプライズテストを受検する者は、スキーテクニカルプライズを取得していること。</p> <p>(5) 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。</p> <p>(6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第12条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。</p> <p>2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第13条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とされない。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第14条 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。</p>	
<p>II 級別テスト</p> <p>(趣旨)</p> <p>第15条 級別テストについて、必要な事項を定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第16条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。また、12月15日までに申請が間に合わなかった場合は、2月15日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。</p> <p>3 3級、4級及び5級は、加盟団体長又は地区連盟のある地域は、地区連盟長の承認を得て随時開催できる。</p> <p>4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主</p>	<p>II 級別テスト</p> <p>(趣旨)</p> <p>第15条 級別テストについて、必要な事項を定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第16条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。また、12月15日までに申請が間に合わなかった場合は、2月15日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。</p> <p>3 3級、4級及び5級は、加盟団体長又は地区連盟のある地域は、地区連盟長の承認を得て随時開催できる。</p> <p>4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主</p>	

<p>管は日本国外での実施も可能とする。</p> <p>(公示)</p> <p>第17条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検定員)</p> <p>第18条 級別テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。</p> <p>2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。</p> <p>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</p> <p>(テスト基準及び実施要領)</p> <p>第19条 級別テストは、スキーの実技について行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第20条 級別テスト受検者は、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。</p> <p>(1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。ただし、1級受検者は2級取得者でなければならない。</p> <p>(2) 1級受検者は、事前講習1単位・2時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。</p> <p>(3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第21条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第22条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。</p> <p>2 級別テスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の暫定登録をしなければならない。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第23条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。</p> <p>2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。</p> <p>III <u>ジュニアテスト</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第24条 <u>ジュニアテスト</u>について、必要な事項を定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第25条 <u>ジュニアテスト</u>は、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、加盟団体長の承認を得るものとする。</p> <p>3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。</p>	<p>管は日本国外での実施も可能とする。</p> <p>(公示)</p> <p>第17条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検定員)</p> <p>第18条 級別テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。</p> <p>2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。</p> <p>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</p> <p>(テスト基準及び実施要領)</p> <p>第19条 級別テストは、スキーの実技について行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第20条 級別テスト受検者は、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。</p> <p>(1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。ただし、1級受検者は2級取得者<u>またはスーパージュニア認定者</u>でなければならない。</p> <p>(2) 1級受検者は、事前講習1単位・2時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。</p> <p>(3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第21条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第22条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。</p> <p>2 級別テスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の暫定登録をしなければならない。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第23条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。</p> <p>2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。</p> <p>III <u>ジュニア検定</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第24条 <u>ジュニア検定</u>について、必要な事項を定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第25条 <u>ジュニア検定</u>は、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、加盟団体長の承認を得るものとする。</p> <p>3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。</p>	<p>スーパージュニア認定者は、級別テスト2級を所持していなくても級別テスト1級を受検できる</p> <p>ジュニアテスト→ジュニア検定</p>
---	---	--

<p>(公示) 第 26 条 ジュニア<u>テスト</u>の実施要項は、主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検定員) 第 27 条 ジュニア<u>テスト</u>は、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された公認スキー検定員資格を有する<u>検定員 1 名以上で行うことを原則とする。</u></p> <p>(テスト基準及び実施要領) 第 28 条 ジュニア<u>テスト</u>は、スキーの実技について行い、1 級から 6 級までの 6 段階に分け、その<u>テスト基準及び実施要領について必要な事項は、実施する本連盟又は加盟団体において別に定める。</u></p> <p>(受検資格) 第 29 条 ジュニア<u>テスト</u>受検者は、12 歳以下（小学生以下）とする。</p> <p>(受検手続) 第 30 条 ジュニア<u>テスト</u>受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出する。</p> <p>(合格者の手続) 第 31 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければならない。</p>	<p>(公示) 第 26 条 ジュニア<u>検定</u>の実施要項は、<u>本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は</u>主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検定員) 第 27 条 ジュニア<u>検定</u>は、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、<u>有効な</u>公認スキー検定員資格を有する<u>主任検定員及び検定員が実施する。</u></p> <p><u>2 主任検定員は、検定を監督する責任があり、検定会場となるスキー場にいること。</u></p> <p><u>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</u></p> <p>(テスト基準及び実施要領) 第 28 条 ジュニア<u>検定</u>は、スキーの実技について行い、<u>ジュニア検定ターンチャレンジ（以下「ターンチャレンジ」という。）、ジュニア検定タイムチャレンジ（以下「タイムチャレンジ」という。）</u>ともに 1 級から 6 級までの 6 段階に分け、その<u>検定基準及び実施要領は別に定める。</u></p> <p><u>2 ジュニア検定の実施については、ターンチャレンジもしくはタイムチャレンジどちらか一方の実施、または両方の実施ができる。どちらを実施するかについて、開催団体が決定し、受検者に対して事前に告知する。</u></p> <p>(受検資格) 第 29 条 ジュニア<u>検定</u>受検者は、12 歳以下（小学生以下）とする。</p> <p>(受検手続) 第 30 条 ジュニア<u>検定</u>受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出する。</p> <p>(<u>ジュニア検定 1 級から 6 級の合格者の手続</u>) 第 31 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければならない。</p> <p>(<u>スーパージュニア</u>) 第 32 条 <u>ターンチャレンジ 1 級と、タイムチャレンジ 1 級に両方合格した者は、申請により所定の手続きを経て、スーパージュニアに認定する。</u></p> <p><u>2 ターンチャレンジ 1 級所持者が、タイムチャレンジ 1 級を受検する際、その合格証を提示して受検し、タイムチャレンジ 1 級に合格した際は、スーパージュニアを申請することができる。</u></p> <p><u>3 タイムチャレンジ 1 級所持者が、ターンチャレンジ 1 級を受検する際、その合格証を提示して受検し、ターンチャレンジ 1 級に合格した際は、スーパージュニアを申請することができる。</u></p> <p><u>4 スーパージュニアの認定手続きは、二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体によって行う。</u></p> <p><u>5 ターンチャレンジ 1 級と、タイムチャレンジ 1 級に両方合格し、スーパージュニアの認定を希望する者は、二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体に、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、認定証及びバッジの交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 二つ目の 1 級受検当日の一つ目の 1 級合格証を持参しておらず認定を希望する場合は、二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体に、合格後速やかに証明し、認定の手続きを行う。申請期限は、合格したシーズンの 4 月 30 日迄の二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体の稼働している日迄とする。</u></p>	<p>文言変更</p> <p>資格が有効なことを明確化 文言変更 級別テストに合わせる 級別テストに合わせる</p> <p>「ジュニア検定ターンチャレンジ」、「ジュニア検定タイムチャレンジ」1 級～6 級について明記</p> <p>ジュニア検定の実施について明記</p> <p>スーパージュニアについて定める</p> <p>申請方法を明記</p> <p>スーパージュニアの認定手続きはどこが行うのか明記</p> <p>認定手続きを明記</p> <p>必要書類を忘れた場合の措置を明記</p>
---	---	---

<p>(結果の報告)</p> <p>第 32 条 ジュニアテストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施した<u>テスト</u>結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。</p> <p>2 主管加盟団体長は、実施した<u>テスト</u>結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 33 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年 8月 改訂 昭和59年 8月 改訂 昭和61年 5月 改訂 昭和62年 9月 改訂 平成元年 6月 改訂 平成 2年11月 改訂 平成 2年10月 改正 平成 5年 6月26日 改正 平成 7年10月13日 改正 平成 9年12月10日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年 9月20日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年 7月12日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成21年 9月18日 改正 平成22年 8月31日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成23年12月16日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 平成29年 8月22日 改正 平成30年 7月 2日 改正 令和 4年 9月26日 改正 令和 5年 9月14日 改正 令和 6年 7月11日 改正</p>	<p><u>7 2025 シーズンまでのジュニアテスト1級所持者が、スーパージュニアを希望する場合は、二つ目の1級を受検する際、ターンかポールのどちらで合格したのかを自己申告し、ジュニアテスト1級合格証を提示し、ターンで合格した者はタイムチャレンジを、ポールで合格した者はターンチャレンジを受検し、合格した際は、スーパージュニアを申請することができる。</u> <u>この措置の有効期間は、2031 シーズンまでとする。</u></p> <p>(結果の報告)</p> <p>第 33 条 ジュニア<u>検定</u>を実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施した<u>検定</u>結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。</p> <p>2 主管加盟団体長は、実施した<u>検定</u>結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 34 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年 8月 改訂 昭和59年 8月 改訂 昭和61年 5月 改訂 昭和62年 9月 改訂 平成元年 6月 改訂 平成 2年11月 改訂 平成 2年10月 改正 平成 5年 6月26日 改正 平成 7年10月13日 改正 平成 9年12月10日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年 9月20日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年 7月12日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成21年 9月18日 改正 平成22年 8月31日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成23年12月16日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 平成29年 8月22日 改正 平成30年 7月 2日 改正 令和 4年 9月26日 改正 令和 5年 9月14日 改正 令和 6年 7月11日 改正 <u>令和 7年 7月 4日 改正</u></p>	<p>2025 シーズンまでのジュニアテスト1級所持者が、スーパージュニアを希望する際の移行措置を定める</p>
---	--	--

スキーバジテスト実施に必要な検定員資格と人員表

- * 検定員資格の序列は、名誉検定員>A級検定員>B級検定員>C級検定員の順とする。以降「検定員」を省略する。
- * 主任検定員は検定員を兼務することができる
- * 名誉検定員は検定員にはなれるが主任検定員にはなれない
- * 検定員資格に「以上」がつく場合は名誉検定員を含む

テスト種別		テスト方法	検定員の人数	主任検定員(必置)	検定員1	検定員2	検定員3	備考
プライズテスト	クラウン	実技テスト	3名	A級	B級以上	B級以上	B級以上	検定員が3名ともB級か名誉のときは、A級の主任検定員をおく
	テクニカル	実技テスト	3名	A級	B級以上	B級以上	B級以上	
級別テスト	1級	実技テスト	2名の場合	A級又はB級	B級以上	B級以上		検定員が2名のときは、2名ともB級以上(名誉含む)とする
			3名の場合	A級又はB級	C級以上	C級以上	C級以上	検定員が3名ともC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
	2級	実技テスト	2名の場合	A級又はB級	B級以上	B級以上		検定員が2名のときは、2名ともB級以上(名誉含む)とする
			3名の場合	A級又はB級	C級以上	C級以上	C級以上	検定員が3名ともC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
	3級	講習内テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
		オンラインテスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、主任検定員を兼務できる
	4級	講習内テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
		オンラインテスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、主任検定員を兼務できる
	5級	講習内テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
		オンラインテスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、主任検定員を兼務できる

スキーバジテスト実施に必要な検定員資格と人員表

- * 検定員資格の序列は、名誉検定員>A級検定員>B級検定員>C級検定員の順とする。以降「検定員」を省略する。
- * 主任検定員は検定員を兼務することができる
- * 名誉検定員は検定員にはなれるが主任検定員にはなれない
- * 検定員資格に「以上」がつく場合は名誉検定員を含む

テスト種別		テスト方法	検定員の人数	主任検定員(必置)	検定員1	検定員2	検定員3	備考
プライズテスト	クラウン テクニカル	実技テスト	3名	A級	B級以上	B級以上	B級以上	検定員が3名ともB級か名誉のときは、A級の主任検定員をおく
級別テスト	1級	実技テスト	2名の場合	A級又はB級	B級以上	B級以上		検定員が2名のときは、2名ともB級以上(名誉含む)とする
			3名の場合	A級又はB級	C級以上	C級以上	C級以上	検定員が3名ともC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
	2級	実技テスト	2名の場合	A級又はB級	B級以上	B級以上		検定員が2名のときは、2名ともB級以上(名誉含む)とする
			3名の場合	A級又はB級	C級以上	C級以上	C級以上	検定員が3名ともC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
	3級~5級	講習内テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
		オンラインテスト	1名以上	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、主任検定員を兼務できる
ジュニア検定	ターンチャレンジ1級	実技テスト	1名の場合	A級又はB級	B級以上			検定員がA級かB級のときは、主任検定員を兼務できる
			2名の場合	A級又はB級	C級以上	C級以上		検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
	ターンチャレンジ2級~6級	講習内テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく
	タイムチャレンジ1級~6級	実技テスト	1名以上	A級又はB級	C級以上			検定員がC級か名誉のときは、A級かB級の主任検定員をおく